

平成 26 年 5 月 26 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530121

研究課題名(和文) 国際的な知財信託に関する総合的研究

研究課題名(英文) General Research on International Intellectual Property Trusts

研究代表者

星野 豊 (HOSHINO, Yutaka)

筑波大学・人文社会系・准教授

研究者番号：70312791

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,100,000円、(間接経費) 1,230,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、国際知財信託に対する法適用原則について、信託関係の基本構造に関する理論的特徴との関係、知財信託の本質的特徴との関係の双方向から、多様な解釈の可能性を検討したものである。

その結果、信託関係の基本構造について複数存在する理論構成は、この方面の解釈においても、複雑に交錯していること、また、知財信託の本質的特徴に関しては、権利者の知的活動という点を中心に考えることによって、より多様な解釈が可能となり、今後の研究の方向性がより明確になった。以上の成果は、学会発表及び論文により公表されている。

研究成果の概要(英文)： The purpose of this research is to consider the theoretical construction of International Intellectual Property Trusts, from the several viewpoints of the theoretical construction of Trust Relationships, and the theoretical feature of Intellectual Trusts.

As the results of this research, which are published as the articles or the conference presentations, several theoretical constructions are complicatedly mixed at this point, and as the Intellectual Property Trusts, the interpretation should be made clear from the viewpoint of the intellectual activities of the inventor or the right holder.

研究分野：法学

科研費の分科・細目：法学、新領域法学

キーワード：知財信託 国際信託 法適用原則

1. 研究開始当初の背景

2 国間以上にまたがって事業展開を行う企業等にとって、事業遂行の過程で発生する知的財産をどのように管理すべきかは、極めて重要な問題であり、かつ、案外対処が難しい。

多くの場合、事業遂行に際して必要な知的財産については、主に事業展開を行う国において権利等を一元的に管理し、その実施に関する権限を他の国における事業拠点に付与することが、現実には行われているが、これでは、権利の把握と実施権の付与がいわゆる一方向的なものとなってしまうために、各事業拠点において独自に開発ないし考案されるに到った知的財産を、合理的に全体の知的財産網の中に組み込むことが難しくなる恐れがある。他方、全ての知的財産に関する権利等を、関係する全ての事業拠点との関係で相互に持ち合う法律構成を採用することは、各事業拠点ごとに関係する権利等をそれぞれ把握することとなるため、前記のような知財管理が一方向的なものとなる点は回避できるが、関係する国が多くなればなるほど、法律関係が限りなく複雑になるほか、知的財産を一元的に管理することにより生ずる種々の合理性を事実上放棄しなければならない。

これに対して、国際的な知財信託を設定し、各事業拠点には知的財産に関する受益権を取得させるようにすることは、上記のような問題点を、合理的かつ妥当に解決できる可能性が高い。しかしながら、これまで、国際的な知財管理を目的とする信託関係についての研究は、ほとんど行われてこなかったものと言わざるを得ない。また、知的財産管理の方面についても、信託の利用可能性が個別の事業体ごとに内部的な検討を以て進められていることが通常であることから、この点についても、これまで公表された研究は、やや抽象度の高いものに留まらざるを得ず、現実には事業展開を行う企業等にとって、理論上の観点のほかに常に必要となる実務上の各種の観点についてまで含めた分析検討が、必ずしも十分なものでなかった。

2. 研究の目的

本研究は、前記1.に述べた問題意識を基に、国際的な知財管理を目的とした信託関係の特徴と問題点を、改めて総合的に検討し直し、今後の理論及び実務の双方にとって必要かつ有益な観点を提供することを目的とする。

3. 研究の方法

本研究では、国際的な知財信託に関する総合的な検討を行うため、理論的な観点についての解析に一定時間を費やしたうえで、現実には国際的な事業展開を行う企業等における実務専門家に対して事実関係や実務上の観点に関する調査を行い、その結果を含めて研究目的の達成を目指した。

4. 研究成果

(1) 信託の基本構造に関する理論的観点は、大きく分けて3つある。

第1に、信託の形成過程における当事者の行為を分析して、信託を形成しようとする当事者の意思に着目する考え方があり、旧信託法の採用していた定義がこれに当たる。

第2に、既に形成されている関係当事者間の権利義務の構造に着目する考え方があり、米国の信託法リステイメントにおける定義がこれに当たる。現行信託法の採用する定義も、これに属すると考えてよい。この観点の下では、信託が形成されているか否かは、関係当事者間に現に存在している権利義務関係の構造に依るから、その権利義務関係がどのようにして形成されたかは、信託の定義にとって必ずしも重要でない。

第3に、やや方向性の異なる観点として、社会道徳や正義感から、特定の財産についてのあるべき法律関係に着目し、当事者が形成し、行動している権利義務の現況と異なる権利義務関係を裁判所が認める考え方があり。英国における伝統的な信託の概念は、この観点を基に形成されたものである。

(2) 以上3つの観点は、信託をどの側面から捉えるかがそれぞれ異なっており、かつ、互いに矛盾しているわけではないし、理論的な優劣があるわけでもない。従って、以下では、前記の3つの観点を対比しながら、信託関係の解釈が必要となる局面ごとに、国際信託一般に対する法適用原則に関する解釈の可能性を検討する。

信託の設定と有効性

信託の設定、及び、形成された信託関係の有効性に関する議論においては、当該法律関係が「信託関係」であるか否かを判断するための解釈基準が最終的に問題となる。

前記の第1の観点からすれば、信託の設定に関する法適用は、要するに、信託設定当事者の意思に対する法適用に外ならないから、信託設定当事者の意思が表示された際に従うべき法が表示されていた場合にはその法に従い、かかる法が信託設定の意思表示において明示されていない場合には、信託設定の意思が表示された場所を管轄する法、ないしは信託設定の意思を表示した者が帰属する国家の法が適用されることとなる。また、この観点の下では、信託の有効性に関する議論は、要するに信託関係設定の意思に関する有効性の議論と考えられるから、信託の有効性に関する法適用も原則として信託設定に関する法適用と同一となる。

これに対して、前記の第2の観点からすれば、信託の設定は、現に形成されている信託関係を規律する権利義務関係の中で定められている法的局面の1つと位置づけられるから、これに対する法適用については、当該信託関係において現に形成されている権利義務関係に対して適用される法が、そのまま適用されることとなる。また、この観点の下では、信託の有効性に関する

議論は、要するに、当該信託関係において現に形成されている権利義務関係の有効性の判断に外ならず、従って、これに対して適用される法とは、当該権利義務関係を規律するために適用される法、ということになる。

さらに、前記の第3の観点の下では、裁判所を典型とする信託関係当事者以外の者が、社会道徳ないし正義感に照らして当該法律関係を信託関係と解釈すべきか否かの判断に外ならず、かつ、この社会道徳及び正義感を司る法とは、判断者が服している法に外ならない。従って、この観点の下では、信託関係に対して適用されるべき法は、判断者の属する法廷地の法となる。

信託財産

信託財産に対する法適用原則については、一般論としては、各種の財産に対する法適用原則がそのまま適用されると考えて差し支えないが、信託関係においては、信託財産を構成する具体的な各種の財産の外に、受益権として当該財産を保有するのと実質的に同様の利益を受益者にもたらすことが可能であるため、上記の一般的な法適用原則を、そのまま通用させること自体の妥当性が、まず問題となる。

すなわち、信託財産を構成する具体的な各種の財産と、当該財産から利益を享受する受益権とを実質的に同一の財産と考えるのであれば、各種の財産が受益権に転換することによって適用される法が変化することは、法適用原則に基づく各種の規制を、信託関係当事者の意思により容易に回避可能となることを意味するから、両者に対して適用される法は、原則として同一であることが望ましい。この場合には、「受益権」に対する法適用原則を独自に考える必要性がなくなり、信託関係であるか否かで法適用原則が変わることもなくなるから、法適用原則の解釈としては、かなり明確な基準が導かれることとなる。しかしながら、この考え方の下では、受益権が単一種類の財産のみならず、複数種類の財産から複合的に利益を享受させるものであった場合には、法適用原則に関して極めて複雑な考慮が必要となる。実際、複数の信託関係の受益権のみで信託財産が構成されている信託関係を階層的に設定したような場合を想定すれば、信託財産を構成する具体的な各種の財産と受益権とが実質的に同一の財産であるとの前提自体、支持することが徐々に難しくなってくる。

これに対して、信託財産を構成する具体的な各種の財産と受益権とが異なる権利であると考えられる場合には、前記の一般論は信託財産を構成する具体的な各種の財産に対してのみ適用される原則であり、受益権に対する法適用原則は、受益権の一般的な法的性格等を考慮して、別に解釈する必要が生じてくる反面、受益権がどのように複雑な構成を採用していた場合でも、法適用原則に関する限り、「受益権に対する法適用」としての原則を、そのまま通用させることができる。もっとも、この考え方の下では、信託財産を構成する具体的な各種の財産に対する法適用原則に基づく各種の規制を、信託関係当

事者が容易に回避してしまうことが可能となるため、この妥当性をどのような基準に従って検証すべきかが、解決困難な問題として残る。

信託財産の管理

信託財産の管理に関する法適用原則に関する議論とは、要するに、信託財産を管理処分する権限を有している「受託者」の行為に対して、どの国の法が適用されるかである。

すなわち、前記の第1の観点からすれば、信託財産の管理に関する事項は、原則として信託設定時における意思によって明示に規律されているか、あるいは、信託設定時において信託財産の管理処分権限を与えられた受託者による、当該権限の行使の結果として、現状の管理処分が行われている筈である。従って、これに対する法適用についても、信託の設定に関する法適用がそのまま行われることが原則であり、ただ、信託財産の所在地や、受託者の所在地あるいは行為地によっては、当該所在地ないし行為地の法が併せて適用される可能性も生じてくる。

他方、前記の第2の観点からすれば、信託財産の管理に関する事項は、要するに信託関係の現状そのものであり、受託者による信託財産の管理処分にかかる行為も信託関係の現状の権利義務の効果の1つに外ならない。従って、この観点の下における信託財産及び受託者による管理処分に対する法適用としては、信託財産それ自体に対しては、当該財産の所在地の法が適用されることが原則である一方、受託者による管理処分行為に対しては、当該受託者が当該信託関係において服すべき権利義務関係を規律する法に加え、当該受託者が属する地を規律する法が、併せて適用されることとなる。

以上に対して、前記の第3の観点においては、前述のとおり、当該法律関係が信託関係であるか否かを判断すべき裁判所等が服する法が、全ての局面で適用されることとなる筈であるが、信託財産の所在地が当該判断者の服する法の適用領域外であった場合や、受託者の所在地や行為地が当該法の適用領域外であった場合において、なお法廷地の法が適用されるべきか否かが問題となりうる。

受益権

受益権に関する法適用に関しては、いくつかの局面の議論がやや複雑に絡みあっている。まず、受益権を信託財産との関係でどのような権利として捉えるべきか、という議論があり、受益権を信託財産に対する「債権」的な権利と考えるか、それとも信託財産の実質的な「所有権」と考えるかによって、適用されるべき法は根本的に異なってくる。次に、受益者の所在地と信託財産の所在地、さらに受託者による信託財産の管理処分に係る行為地がそれぞれ異なっている場合には、受益権による信託財産からの利益享受が、どの段階で、かつ、どこで生じたと考えるべきかが、極めて複雑な問題となる。加えて、この「受益」に関する信託関係の内部規律は、信託設定時に信託関係当事者によってどのようにでも合

意できることが原則であるため、租税を典型とする利益享受に関する種々の規制や規律が、信託設定における関係当事者間の合意によって、実質的に回避されうることに對し、どのような解釈を行うべきかが、さらに問題となってくる。

前記の第1の観点からすれば、信託財産からの受益は信託設定に関する意思の中心的効果の1つであるから、これに関する法適用としても、当然に信託設定に関する意思に対して適用される法が適用されるべきこととなる。この場合、受益権の法的性格がどのようなものであったとしても、かかる受益権の性格付け自体、信託設定において意思が表示された結果の1つであるから、適用される法は変化しないと考えられる。

これに對して、前記の第2の観点の下では、受益者による信託財産からの利益享受は、当該信託関係における現状の権利義務関係の効果の最も重要な局面の1つである。そして、受益権に基づく信託財産からの利益享受は、受益者が当該利益を現に享受することによって、その目的となるべき効果を生じさせるものである。従って、この観点の下における受益権に対する法適用としては、受益者が現に利益を享受する地の法が適用されることが原則となる筈であり、かつ、ここでいう「受益者による利益享受」の具体的意味は、当該受益権が信託財産に対する債権的な権利であった場合と、信託財産の実質的な所有権であった場合とで、相当程度異なるものとなるから、当該受益権の法的性格によっては、信託財産の所在地の法が併せて適用される可能性についても、検討を加える必要がある。

他方、前記の第3の観点の下では、前述のとおり、受益者が信託財産から利益を享受すること自体について、裁判所等の判断者が社会道徳と正義感に照らして妥当か否かを判断することが、信託関係に対する解釈の基本理念となるわけであるから、これに對する法適用としても、判断者の服する法廷地の法が原則として適用され、受益者の所在地や利益を現に享受した地が当該法廷地の法の適用領域外であった場合には、当該所在地ないし利益享受地の法が併せて適用される可能性があることとなる。なお、この観点の下における受益権の法的性格の解釈は、要するに、判断者が社会道徳ないし正義感に照らして妥当と考えた結果としての法的性格が付与されるものとなる筈であり、かかる法的性格は法廷地の法に照らして判断された結果に外ならないから、いずれにせよ法廷地の法が適用されることが原則となることに変わりはない。

信託に対する監督

信託関係の監督については、2つのやや性質の異なるものが存在する。1つは、受益者ないし委託者等による、信託関係当事者の意思に基づいて設定される監督権限に基づく監督であり、信託関係当事者自身による信託目的の達成のためのほか、受益者自身の受益権に基づく利益享受の確保のために行われる。もう1つは、裁判所や行政機関による公益的な観点から法律等により定められた監督権限に基づく監督であり、

実質的には信託関係に対する各種の規制としての性格を併せ持っている。

まず、受益者ないし委託者による監督に對する法適用については、当該監督が信託関係当事者の設定した信託関係上の監督権限に基づいて行われるものである以上、原則として、信託の設定に関する法適用原則と同一の規律が行われることとなるが、前述のとおり、信託関係をどのような理論的観点から捉えるかによって、この法適用原則はかなり大きく異なってくることとなる。

これに對して、裁判所や行政機関等による監督に對する法適用原則については、法律の規定に基づいて「公益的観点」の下に行われるものであることを、どのように位置づけるかが問題となる。すなわち、裁判所や行政機関による監督についても、受益者ないし委託者の行う監督と同様、信託目的を達成させるための手段の一種と捉えるのであれば、信託に関する理論的観点の違いは残るにせよ、原則として、受益者ないし委託者が行う監督に對する法適用原則と同一の規律に服させることが望ましい。他方、裁判所や行政機関が行う監督については、信託関係当事者の意思とは別の次元ないし観点から、当該信託目的自体の合理性ないし妥当性まで含めた、裁判所や行政機関独自の判断と基準に基づくものとするのであれば、かかる監督に對する法適用原則としては、当該裁判所ないし行政機関の設置ないし権限の根拠となる法律の効力の及ぶ範囲に当該信託関係が存在しているか否かによって、事実上判断される。

信託目的達成のための一貫性という観点からすれば、裁判所や行政機関が行う監督といえども、同じ信託目的達成のために行われる以上、受益者ないし委託者の行う監督と同一の法適用原則に服させる方が、規律としては明快になり、具体的な局面における解釈も紛れることが少なくなる。しかしながら、受益者ないし委託者と異なり、裁判所や行政機関は、信託関係当事者にとって明らかに異質の存在であり、これらの機関と信託関係当事者との間で、信託関係当事者相互間における同様の自由な合意が成立する余地は事実上ないと考えざるを得ないから、同一の信託目的達成のためという観点はやや擬制的と言わざるを得ず、法適用原則の規律のみを同一としても、具体的な局面における解釈においては、相当の不安定さが生ずる恐れがあると考えて差し支えない。他方、裁判所や行政機関が受益者ないし委託者とは異なる観点から信託に對する監督を行うと考えた場合には、かかる監督機関の性格付けの解釈が信託関係の実情に沿うものである以上、具体的な局面における法適用原則の解釈として柔軟性や妥当性が保たれる反面、各国の裁判所や行政機関の権限は、原則として当該国内でのみ及ぶものである以上、何を根拠にどの範囲で領域外への監督権限の適用を認めるべきかについて、極めて複雑な議論を行う必要が生じてくる。

信託関係と第三者

受託者が与えられた権限に違反して信託財産

を第三者に処分した場合や、第三者が信託関係の受益者に対して直接責任追及をしてきた場合における法適用原則については、様々な問題点が山積している。第1に、上記いずれの場合においても、第三者は信託関係当事者でないから、信託関係当事者間の合意に基づく法適用原則を、そのまま適用させることは難しい。第2に、信託関係当事者と当該第三者との法律関係について、契約と不法行為とが競合した場合には、どちらの法律構成に因るかによって、法適用原則は異なってくる。第3に、第三者が受益者に対して直接責任追及をしようとする場合には、当該第三者と受益者との間に直接の法律関係があると考えて法適用原則を別途考えるべきか、あるいは、当該第三者と信託関係との間の法適用原則が、受益者に対する責任追及の場合にも拡張されて、同一の法が適用されると考えるべきかも、極めて困難な問題である。

まず、受託者の信託違反を理由として受益者が第三者に対して責任追及を行う場合には、受益権の性格をどのように考えるかによって、異なる法律構成が導かれる。すなわち、受益権が受託者に対する債権であると考えた場合には、第三者の受益者に対する責任は、当該第三者が受託者と実質的に同一視されることにより肯定されるものであるから、受託者の信託違反を契約違反であると構成するか不法行為と構成するかに関わらず、受益者と当該第三者との間の法律関係に対しては、原則として受益者と受託者との間の法律関係と同一の法が適用されることとなる。これに対して、受益権が信託財産の実質所有権であると考えた場合には、当該第三者に対して責任追及を行う受益者は、信託財産の実質所有者として当該第三者との間に責任追及に係る法律関係を形成するわけであるから、受益者と当該第三者との間の法律関係に対しては、原則として、信託違反時における当該第三者と受託者との法律関係と同一の法が適用されることとなる。他方、信託財産が関係当事者から独立した財産であると考えた場合には、受益者の当該第三者に対する責任追及は、信託財産に対して共に権利を有する受益者と当該第三者との間の優先劣後関係の処理として構成されることとなるから、受益者と当該第三者との間の法律関係に対しては、当該信託財産に関する法律関係一般に対して適用される法と同一の法が適用される。

以上に対して、第三者が受益者に対して直接責任追及を行う場合には、受益者に対する責任追及の根拠を何に求めるかによって法律構成が変化するほか、受益権の性格をどのように考えるかによっても、適用される法が異なってくる。すなわち、受益権が信託財産の実質所有権であり、受益者に対する第三者による責任追及が、信託財産に対する責任追及の一環であると構成される場合には、当該第三者と受益者との間の法律関係に対しては、当該第三者と信託財産との間の法律関係と同一の法が適用されることとなる。これに対して、受益権が信託財産ないし受託者に対する債権であり、受益者に対する第三者に

よる責任追及が、当該受益者の不法行為ないし不当利得であると構成される場合には、当該第三者と信託財産、あるいは受益者と信託財産との法律関係とは別に、当該第三者と受益者との間の法律関係について適用されるべき法を、当該受益者が責任追及されるべき原因に応じて、独自に探究すべきである。

信託の変更・終了・継続

信託の変更、終了、及び継続が、従来の信託関係当事者間の合意により行われる場合には、これらの局面に対して適用される法は、原則として、当該合意を規律する法となり、要するに、新たな信託関係が関係当事者によって形成されたものと実質的に同一である。これに対して、従来の信託関係が、当該信託関係当事者の合意なくして、あるいはその意思に反して変更、終了、及び継続するに到った場合には、かかる局面に関する信託関係当事者の合意が存在しない以上、当該変更、終了、及び継続が行われるに到った原因ないし当該変更、終了、及び継続を正統化させる法律上の根拠によって、異なる法適用原則が導かれることとなる。もっとも、この場合において、従来の信託関係が変更、終了、及び継続するに到った原因事実に基づく法適用原則と、変更、終了、及び継続を正統化させる法律上の根拠に基づく法適用原則とが一致するとは限らないから、いずれの考え方に基づく法適用原則を優先させるべきか、あるいは双方の観点に基づいて法適用を重複させるべきか、かかる適用における根拠ないし基準は何か、さらに争われる可能性がある。

(3) 知的財産の捉え方は、論者により様々であると思われるが、信託関係の対象財産という局面からは、次の2つの考え方が成り立つ。

まず第1に、知的財産の特徴を、「無形財産」と捉える考え方がありうる。この場合には、知財信託は他の無形財産を信託財産とする信託関係、典型的には債権信託とほぼ同一の次元のものとして捉えることができる。

これに対して第2に、知的財産の特徴を、権利者の「知的活動の成果」と捉える考え方がありうる。この場合には、知財信託は、権利者の知的活動の成果を信託目的に従って管理処分する制度と考えるべきこととなり、他の信託関係とはかなり次元の異なる制度として位置づけられる。すなわち、一般的な信託関係においては、信託財産は、有形であれ無形であれ、要するに「物」ないし「経済的価値」として捉えられるものであり、本来的に「管理処分」の対象となる「財産」であるのに対し、知財権利者の知的活動は、必ずしも「物」として結実するわけではなく、また、「経済的価値」を伴うとも限らない以上、かかる知的活動の成果を「管理処分」すること自体の意味について、改めて考える必要が生ずる。

知的財産の本質を無形財産であると考えた場合には、知財信託と債権信託とを理論的に連続的なものとして捉える以上、国際信託に関する法適用原則についても、これまで本稿で述べて

きた議論が、基本的にそのまま妥当することとなる。これに対して、知的財産の本質を知的活動であると考えた場合には、知財信託を一般的な信託関係と理論的に異なる部分を持つものと捉えるわけであるから、これまでの議論に加えて、さらに法適用原則において考慮すべき事項が拡がり、議論の可能性があらゆる方向に拡大する可能性が生じてくる。そこで、以下では、敢えて後者の考え方に立って、国際的な知財信託に対する法適用原則について検討を加える。

知的財産の本質を権利者の知的活動と捉えた場合、これまで議論してきた考慮要素に加えて、知的活動を行った者が属する国家、知的活動が行われた地、及び、知的活動の成果が知的財産へと結実した地、のそれぞれの法が、国際知財信託に対する法適用原則に対して、どのように影響してくるかが問題となる。

知財信託において信託財産となるのは、あくまで「知的財産」それ自体であり、知的活動を行った者を信託財産と考えるわけでない以上、前記の知的活動を行った者の属する国家の法については、考慮する必要はかなり小さいと思われる。むしろ、本稿が目的とする法適用原則に関する解釈において重要な問題となるのは、知的活動が行われた地と、知的活動の成果が知的財産へと結実した地のどちらを中心として、議論を展開していくべきかである。

知財信託が知的財産を対象とする点を重視するならば、法適用原則に関する議論において解釈上重要であるのは「知的財産」が理論上生じた時点以降のことであり、従って、その前提となっている権利者による知的活動それ自体は、知的財産が形成される経過の1つに過ぎない。しかしながら逆に、前記のとおり、知的財産の理論的本質を知的活動にあると前提するのであれば、知財信託に関する解釈において最も重視されるべき対象は知的活動それ自体であり、知的活動の成果が知的財産へと結実したことについては、信託財産の対象となる具体的な財産の経済的ないし社会的性格の変化の1つに過ぎず、国際知財信託に対する法適用原則を解釈する上での考慮対象としては重要でないこととなる。

以上の議論は、要するに、知財信託でいう「知的財産とは何か」に直結する議論であるが、この議論においても、本稿でこれまで検討してきた、信託関係の基本構造に関する複数の理論的観点が、複雑に絡みあってくる。すなわち、知財信託を解釈するに際して、信託関係当事者による信託設定に関する意思を重視するか、形成された信託関係における関係当事者の権利義務や信託財産の現状を重視するか、あるいは、当該法律関係を社会道徳ないし正義感に基づいて信託関係であると解釈すべきか否かを重視するかによって、国際知財信託に対する法適用原則は、さらに複雑さを増すこととなる。また、知財信託における「受益権」が、信託財産を構成する「知的財産」とは異なる権利と考える立場を採用するか否かによって、法適用原則の位置づけは、大きく異なってくるであろう。

5. 主な発表論文等

(雑誌論文) (計3件)

星野豊「国際知財信託に対する法適用原則に関する一考察」筑波法政 58号 27頁～43頁(2014年3月)、単著、査読無

星野豊「公有地信託契約における受託者の受益者に対する費用補償請求」ジュリスト 1464号 120頁～123頁(2014年3月)、単著、査読無

星野豊「特許権に設定された質権が過失により消滅した場合の損害額」ジュリスト 1439号 122頁～126頁(2012年4月)、単著、査読無

(学会発表) (計8件)

星野豊「日本における信託の特徴と弁護士の役割」(中国広東省深セン市弁護士協会講演会(招待講演)、深セン市弁護士協会(中国)、2014年4月4日)、単独講演

星野豊「国際知財信託に対する「法」の適用」(日本知財学会第11回年次学術研究発表会、2013年12月1日、青山学院大学)、単独発表

小出篤史・星野豊「ゲーム制作における知財信託に関する考察」(日本知財学会第11回年次学術研究発表会、2013年12月1日、青山学院大学)、第2発表者

星野豊「信託法改正と信託法理論」(企業法学会学術研究発表会、2013年7月14日、筑波大学ビジネス科学研究科)、単独発表

星野豊「信託法理論から見た知財信託関係の解釈」(日本知財学会第10回年次学術研究発表会2012年12月9日、大阪工業大学)、単独発表

小出篤史・星野豊「知財信託と知財法制との関係についての一考察」(日本知財学会第10回年次学術研究発表会、2012年12月9日、大阪工業大学)、第2発表者

小出篤史・星野豊「知的財産に関する移転価格取引の特徴と問題点」(日本知財学会第10回年次学術研究発表会、2012年12月8日、大阪工業大学)、第2発表者

星野豊「国際的な知財管理を目的とした信託関係の特徴と問題点」(日本知財学会第9回年次学術研究発表会、2011年6月25日、専修大学)、単独発表

(図書) (計1件)

星野豊『信託法』信山社(2011年7月)、270頁、単著

*上記各研究業績については、図書及び招待講演を除いて、筑波大学附属図書館の管理運営する「つくばリポジトリ(Tulips-r)」サイト上で、内容を公開している。

URL: <https://tsukuba.repo.nii.ac.jp>

6. 研究組織

(1)研究代表者

星野 豊 (HOSHINO Yutaka)
筑波大学・人文社会系・准教授
研究者番号: 70312791